「原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理」を踏まえた今後の議論に関する意見

委員 大橋 弘

## ◇ 責任の範囲について

- 原子力事業者の責任範囲については、外形的な原理原則論にとらわれることなく、万一の事故の備えに対して、国と事業者がどのように負担を分け持つのか、という実質的な観点から議論を進めていくべきではないか。
- 責任制限の範囲を有限とするか無限とするかは、経済的な観点からは相対的といえる。 例えば、仮に有限責任としたとしても、災害によって発生する損失を上回る額が閾値と して設定されれば、実質的に事業者の無限責任と大差がない。他方で、賠償の保険制度 を国が担うこととした場合、事故が生じれば、保険料が積み上がっていなくとも、保険 金という形で国が費用を負担することになることから、その部分についての賠償は実質 的に国が負うことになる。
- 以上のように考えれば、有限責任(2.(1) i))と無限責任(2.(1) i i)) は分けて議論するのではなく、一体として議論すべき項目と思われる。

## ◇ 損害賠償措置について

- 福島原発事故に鑑みると、事業者自らが事故に備える仕組みとしての賠償措置額を現行のまま 1,200 億円とするのは、過少と思われる。
- 自由化のもとで、民間事業者の事故への備えとして、保険的なスキームを原則基本とすべきと考える。現在のところ、機構法で賠償必要額の殆どを充てていることから、損害賠償措置額を大幅に引き上げることなどを通じて、相互扶助的なスキームである機構法の範囲を縮小し、保険と相互扶助のリバランスを図ることが適当ではないか。

## ◇ 法的整理について

● 原子力事業者の法的整理については、3. にもあるように、賠償の観点からだけでなく、 経済的にも法制的にも、論点は多岐に亘る。さらに事故収束に伴う汚染水処理や廃炉な ど実体的な面に及ぼす影響も考慮に入れる必要がある。関係するステークホルダーの責 任をどう分担するかなど多くの論点があるが、中には原子力損害賠償制度とは異なる論 点も多く含まれる。本論点については、エネルギー政策全般を議論する場で、破綻法制 の観点も含めて、遺漏なく整合的に検討することがふさわしいと考えられることから、 本部会の提言として、そうした検討を政府に強く求めていくこととしてはどうか。